

資料 4

薬害資料管理等法人活動支援事業の現状と今後の方向性について

厚生労働省 医薬局総務課

医薬品副作用被害対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1.薬害資料管理等法人活動支援事業「薬害研究資料館」

令和8年度要求額 21百万円 (15百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

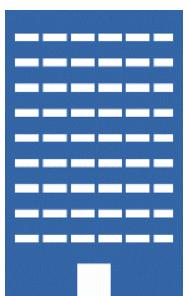
- 薬害肝炎事件の検証等を踏まえて平成22年にとりまとめられた「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」に基づき、令和5年8月に全国薬害被害者団体連絡協議会（10薬害12団体）の加盟団体が主体となって設立した、一般社団法人 薬害研究資料館（以下「資料館」という）への活動支援を継続して行う必要がある。
- なお、最終提言から15年が経過し、近年、被害者の高齢化に伴い被害者団体の解散事例も出ていることから、事件の風化防止や資料の散逸防止と保全、後世への伝承の必要性は、むしろ高まりつつある状況にあることから、資料館の運営と活動の支援を継続、一層拡充していく必要がある。
- 資料館が安定的に事業を運営できるよう、薬害肝炎被害者団体から再発防止に関する要求の一つとして、資料館に対する補助金の拡充が掲げられている。

2 事業の概要

- 薬被連が主体となり令和5年8月に設立された一般社団法人「薬害研究資料館」への活動補助を行う。
- 法人の運営に関わる事務員、アーキビストの人事費、事務・資料保管スペースの借上費、収集活動費等の法人の運営と資料のアーカイブ化や展示スペースの借上等、企画展示等の活動に必要な経費の補助を行う。
- 令和8年に満100年を迎えることを踏まえた「昭和100年」関連施策として、スモンやサリドマイド等「『薬害』の歴史に関する『昭和100年』特別展示」を行うための費用についても補助を行う。

3 事業スキーム・実施主体等

- ◆実施主体：(一社)薬害研究資料館
- ◆補助率：国10／10



厚生労働省



(一社)薬害研究資料館

【参考】一般社団法人薬害研究資料館 ~法人活動概要~

- 設立：令和5年8月
- 所在地：京都市下京区大宮通四条下る四条大宮町24番地 新・三虎ビル 6階（約157.6m²）
- 目的及び事業：
二度と薬害を起こさないという行政及び企業を含めた医薬関係者の意識改革にも役立ち、幅広く社会の認識を高めるとともに、未来を担うこどもたちや若者への教育に役立つ薬害の歴史の調査及び研究をすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
 - ・薬害に関する資料の収集、保全及び活用
 - ・薬害に関する研究と教育
 - ・その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 予算（国庫補助金）：令和6年度600万円、令和7年度1,483万円
- 代表：花井十伍（HIV／全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人）
- 収蔵資料：
スモン、MMR、筋短縮症、陣痛促進剤、HIV、ヤコブ、薬害肝炎の関連資料及び関連図書類

【収納及び作業スペースの様子】



【新・三虎ビル外観】

【参考】薬害の歴史展示室について（PMDA）

※令和2年3月30日設置

◆展示の目的

- ・薬害事件の再発防止
- ・医薬品、医療機器の安全性確保への理解促進

◆訴求対象

- ・行政、PMDA、製薬企業等の職員
- ・一般の市民

◆展示方針

- ・過去の薬害事件について、事件の経過のみならず、被害者が負った苦しみ、社会に与えた影響の大きさを振り返るとともに、その教訓から医薬品等の安全性確保策の強化が図られてきたことを伝える。

※直近5カ年度の来訪者数 令和2年度：197名、令和3年度：30名、令和4年度：61名、令和5年度：213名、令和6年度：378名

＜展示室見取り図＞

